

# 国民健康保険税のしくみが変わります！

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が創設されることにともない、国民健康保険税の課税額に「後期高齢者支援金等課税額」が追加されます。

75 歳以上の方は国民健康保険の資格を喪失し、後期高齢者医療制度に移行しますが、その方が 75 歳未満の国保加入者がいる世帯の世帯主である場合は、擬制世帯主として今までどおり国民健康保険税の納税義務者となります。(税額の計算には含まれません)

## 改正前 (平成 19 年度まで)

国 保 税	基礎課税分 (加入者全員)	賦課 限度額 56万円
	介護納付金分 (40 歳～ 64 歳の方)	賦課 限度額 9 万円



## 改正後 (平成 20 年度から)

国 保 税	基礎課税分 (加入者全員)	賦課限度額 47万円
	<b>新設</b> 後期高齢者支援金等分 (加入者全員)	賦課限度額 12万円
	介護納付金分 (40 歳～ 64 歳の方)	賦課限度額 9万円

### ● 国民健康保険に加入している方は、所得について申告を！

国民健康保険税には、加入世帯員の人数に応じて一定の所得基準以下の世帯であれば均等割と平等割の部分が軽減される制度があります。

この軽減を受けるためには所得の申告をしていることが必要ですので、申告期間中 (3 月 17 日 (月) まで) に必ず申告をしてくださいようお願いします。

### ● 70～74 歳の現役並所得以外の方は 4 月からの自己負担割合が 1 年間「1 割」のまま据え置かれます

平成 20 年 4 月から 70～74 歳の現役並所得以外の方の自己負担割合は、現在の 1 割から 2 割に引き上げられる予定でしたが、平成 21 年 3 月までの 1 年間凍結され、1 割に据え置かれます。

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成 20 年 3 月 31 日までとなっておりますので、新しい受給者証は国民健康保険保険証といっしょにお送りいたします。

### ●●●●●●●●●● 新しい国民健康保険証は郵送いたします ●●●●●●●●●●

毎年 3 月下旬に、4 月からの新しい国民健康保険証への切替えを行っていましたが、今年は郵便でお送りいたします。

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は、平成 20 年 3 月 31 日までとなっておりますので 4 月 1 日以降に役場までお返してください。